○総務省令第六十号

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成十七年法律第三十一号）第三条から第六条まで、第九条、第十条及び第十七条の規定に基づき、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二十四日

総務大臣　村上誠一郎

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第百六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（本人確認の方法） 第三条　法第三条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。 一　自然人（法第三条第三項の規定により相手方とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか ［イ～チ　略］ リ　当該自然人からカード代替電磁的記録（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定するカード代替電磁的記録をいう。）を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該自然人の氏名、住所、生年月日及び写真に係る電磁的記録（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法 ［二　略］ ［2～5　略］ （代表者等の本人確認の方法） 第四条　法第三条第二項の規定による代表者等の本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。 ［一～七　略］ 八　当該代表者等から当該代表者等の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った代表者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法 ［2・3　略］ （本人確認書類） 第五条　第三条第一項及び前条第一項に規定する方法において、携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける書類（以下「本人確認書類」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもののいずれかとする。ただし、第一号イからハまで、ホ及びヘ並びに第二号ロに掲げる書類並びに第三号に規定するものにあっては携帯音声通信事業者が提示、送付又は送信を受ける日において有効なものに、その他の書類にあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限る。	（本人確認の方法） 第三条　［同上］ 一　［同上］ ［イ～チ　同上］ ［新設］ ［二　同上］ ［2～5　同上］ （代表者等の本人確認の方法） 第四条　［同上］ ［一～七　同上］ ［新設］ ［2・3　同上］ （本人確認書類） 第五条　［同上］

一　自然人（第三号に規定する外国人を除く。）

イ　運転免許証その他の本人確認書類として次に掲げるもの

［⑴　略］

⑵　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ⑵において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ⑵において単に「特別永住者証明書」という。）又は番号利用法第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ⑵において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

［⑶　略］

［ロ～ヘ　略］

［二・三　略］

2　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地（以下この項において「住居等」という。）が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類若しくはその写しに住居等の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された住居等若しくは特定電磁的記録に記録された住所が役務提供契約の締結の際における住居等と異なるとき若しくは本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に住居等の記録がないとき若しくは特定電磁的記録に住所の記録がないときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　略］

（本人確認記録の作成方法）

第七条　法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録又はマイクロフィルムによる方法とする。

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［略］

2　前項第三号イ又は第四号イの本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

［一　略］

一　［同上］

イ　［同上］

［⑴　同上］

⑵　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード（ロ⑵において単に「在留カード」という。）、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書（ロ⑵において単に「特別永住者証明書」という。）又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード（ロ⑵において単に「個人番号カード」という。）（いずれも当該自然人の写真があるものに限る。）

［⑶　同上］

［ロ～ヘ　同上］

［二・三　同上］

2　携帯音声通信事業者は、本人確認書類若しくはその写しに記載された住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるとき、住居の記載がないとき又は本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路の住居の情報の記録が役務提供契約の締結の際におけるものと異なるときは、相手方又は代表者等から次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のある第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、その日が携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。）のいずれかの提示若しくは送付又はその写しの送付を受けることにより当該本人確認書類又はその写しの内容を補い、本人確認を行うことができる。

［一～六　同上］

（本人確認記録の作成方法）

第七条　法第四条第一項の総務省令で定める方法は、書面、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十条第二項において同じ。）又はマイクロフィルムによる方法とする。

（本人確認記録の記録事項）

第八条　［同上］

2　［同上］

［一　同上］

二　第三条第一項第一号ハ若しくはニ又は第四条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ若しくはホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号若しくは第五号から第七号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

［四　略］

五　第三条第一項第一号リ又は第四条第一項第八号に規定する方法　携帯音声通信事業者が、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人又は代表者等のものであることを確認した日

六　［略］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報、写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報若しくは特定電磁的記録に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　略］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　法第五条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる譲受人等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（法第五条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により譲受人等とみなされる自然人を含む。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ～チ　略］

リ　当該自然人から当該自然人の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

［二　略］

［2～5　略］

6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		

二　第三条第一項第一号ハ又はニに規定する方法　携帯音声通信事業者が当該送信を受けた日

三　第三条第一項第一号ロ又はホからトまでのいずれか若しくは第二号ロ若しくはハ又は第四条第一項第二号から第五号までのいずれかに規定する方法　携帯音声通信端末設備等が相手方又は代表者等に送達又は交付された日

［四　同上］

［新設］

五　［同上］

（本人確認に用いた書類等の保存）

第十条　携帯音声通信事業者は、相手方若しくは代表者等から第五条第一項及び第二項に規定する書類の写しが送付されたとき又は特定本人確認用画像情報、本人確認用画像情報若しくは写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報の送信を受けたときは、当該写し又は情報を、本人確認記録と関連付けて、役務提供契約が終了した日から三年間保存するものとする。

［2　同上］

（譲渡時本人確認の方法等）

第十一条　［同上］

一　［同上］

［イ～チ　同上］

［新設］

［二　同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		

第五条第一項	第三条第一項及び	第十一条第一項及び
［略］		
第八条第一項	［略］	［略］
	役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［略］	［略］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
	第三条第一項第一号ハ	第十一条第一項第一号ハ
	［略］	［略］
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［略］		

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表略］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		

第五条第一項	第三条第一項	第十一条第一項
［同上］		
第八条第一項	［同上］	［同上］
	当該役務提供契約を代表者等が締結した	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［同上］	［同上］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ	第十一条第一項第一号イ
	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
［同上］		

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表同上］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第四号を除く。）、第十条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		

第五条第一項	第三条第一項及び
［略］	
第八条第一項	［略］
	役務提供契約を代表者等が締結した
	［略］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ
	第三条第一項第一号ハ
	［略］
	第三条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ
［略］	

第十一条第一項及び	
［略］	
	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［略］
第十一条第一項第一号イ	
第十一条第一項第一号ハ	
［略］	
第十一条第一項第一号チ	
第十一条第一項第一号リ	

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［略］

［2　略］

3　第四条第二項及び第五条の規定は、携帯音声通信事業者が代表者等の本人特定事項の確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号、第五号又は第六号	第十四条第一項第二号又は第二項各号
	［略］	［略］

第五条第一項	第三条第一項
［同上］	
第八条第一項	［同上］
	当該役務提供契約を代表者等が締結した
	［同上］
第八条第二項	第三条第一項第一号イ
	［同上］
	第三条第一項第一号ト
［同上］	

第十一条第一項	
［同上］	
	契約者の名義変更が代表者等により行われた
	［同上］
第十一条第一項第一号イ	
［同上］	
第十一条第一項第一号ト	

（代表者等の本人特定事項の確認の方法）

第十四条　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四条第二項	前項第二号から第四号まで	第十四条第一項第二号及び第二項各号
	［同上］	［同上］

［略］

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　法第十条第一項の総務省令で定める方法は、次の各号に掲げる貸与の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一　自然人（第十七条の規定により旅券等又は船舶観光上陸許可書を提示した外国人及び貸与時みなし契約者（法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第三項の規定により契約者とみなされる自然人をいう。以下同じ。）を除く。）　次に掲げる方法のいずれか

［イ～ヘ　略］

ト　当該自然人から当該自然人の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

［二　略］

三　貸与時みなし契約者　次に掲げる方法のいずれか

［イ～ヘ　略］

ト　当該貸与時みなし契約者から当該貸与時みなし契約者の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った貸与時みなし契約者のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

［四　略］

［2　略］

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある同項第五号及び第六号に掲げるものにあっては貸与業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［4・5　略］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第三条第二項の規定による代表者等の

［同上］

（貸与時本人確認の方法）

第十九条　［同上］

一　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［二　同上］

三　［同上］

［イ～ヘ　同上］

［新設］

［四　同上］

［2　同上］

3　貸与業者は、法人である貸与の相手方について、第一項第四号ロに規定する方法により貸与時本人確認を行う場合において、送付された書類又はその写しに記載されている当該法人の本店又は主たる事務所の所在地に代えて、第二十四条において読み替えて準用する第五条第二項に規定する書類（有効期間又は有効期限のある第五条第二項第五号及び第六号に掲げるものにあっては携帯音声通信事業者が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあっては領収日付の押印又は発行年月日の記載のあるもので、その日が貸与業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。次項において同じ。）又はその写しの提示又は送付を受けて、当該書類又はその写しの記載により当該法人の営業所であると認められる場所にあてて、貸与時通話可能端末設備等を送付することができる。

［4・5　同上］

（代表者等の貸与時本人確認の方法）

第二十条　［同上］

貸与時本人確認の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

［一～五　略］

六　当該代表者等から当該代表者等の特定電磁的記録の送信（番号利用法第十八条の三第一項の規定による認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った代表者等のものであることの確認（番号利用法第十八条の四第一項の規定により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第二項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。）を行う方法

［2・3　略］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　法第十条第二項において読み替えて準用する法第四条第一項の総務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

［一～三　略］

四　貸与の相手方に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［ヘ　略］

五　貸与契約を代表者等が締結したときは、当該代表者等に係る次に掲げる事項

［イ～ニ　略］

ホ　前条第一項第二号又は第五号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

六　貸与契約を次条各号に掲げるものと締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七　第十九条第二項又は前条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

2　前項第四号イ又は第五号イの貸与時本人確認を行った日付とは、次の各号に掲げる方法に応じ、それぞれ当該各号に定める日付とする。

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は前条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ若しくはニ若しくは第三号ハ若しくはニ又は前条第一項第三号若しくは第四号に規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはホ、第三号ロ若しくはホ若しくは第四号ロ又は前条第一項第二号若しくは第五号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方又は代

［一～五　同上］

［新設］

［2・3　同上］

（貸与時本人確認記録の記録事項）

第二十一条　［同上］

［一～三　同上］

四　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ又は第四号ロに掲げる方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

［ヘ　同上］

五　［同上］

［イ～ニ　同上］

ホ　第二十条第一項第二号又は第三号に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、引受番号等

六　貸与契約を第二十二条に規定する者と締結したときは、当該貸与の相手方の名称その他の当該貸与の相手方を特定するに足りる事項

七　第十九条第二項又は第二十条第二項に規定する方法で交付したときは、交付した者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、当該貸与の相手方又は当該代表者等であることを確認した方法及び交付した時刻

八　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法で貸与時本人確認を行ったときは、貸与時本人確認記録に記録されている者と当該貸与の相手方又は当該代表者等が同一であることを確認した方法

2　［同上］

一　第十九条第一項第一号イ、第二号、第三号イ若しくは第四号イ又は第二十条第一項第一号に規定する方法　貸与業者が当該提示を受けた日

二　第十九条第一項第一号ハ若しくはニ又は第三号ハ若しくはニに規定する方法　貸与業者が当該送信を受けた日

三　第十九条第一項第一号ロ若しくはハ、第三号ロ若しくはハ、若しくは第四号ロ又は第二十条第一項第二号若しくは第三号に規定する方法　貸与時通話可能端末設備等が貸与の相手方

表者等に届いた日 四　第十九条第一項第一号ヘ、第三号ヘ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日 五　第十九条第一項第一号ト若しくは第三号ト又は前条第一項第六号に規定する方法　貸与業者が、当該自然人、当該貸与時みなし契約者又は当該代表者等の当該特定電磁的記録が当該送信を行った自然人、貸与時みなし契約者又は代表者等のものであることを確認した日 六　第十九条第五項又は前条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日	又は代表者等に届いた日 四　第十九条第一項第一号ニ、第三号ニ又は第四号ハに規定する方法　貸与業者が電子証明書を受信した日 ［新設］ 五　第十九条第五項又は第二十条第三項に規定する方法　貸与業者が当該照合を行った日

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。